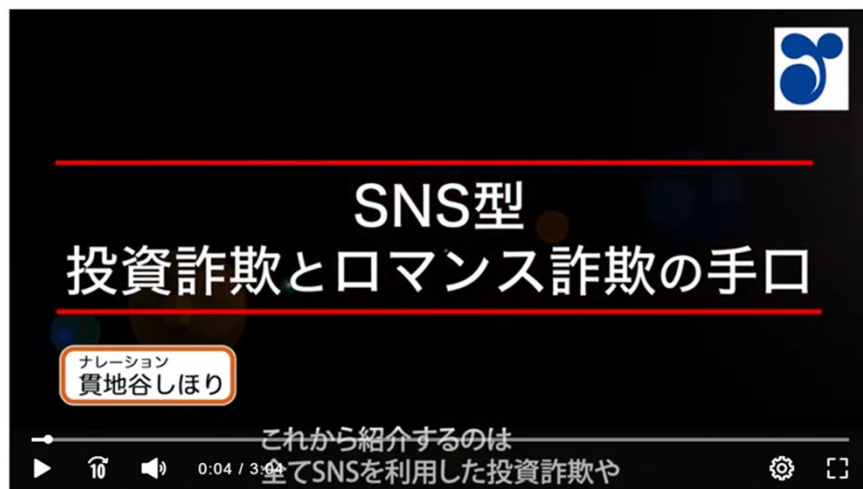


デジタル空間における情報流通の諸課題へ
の対処に関する検討会
デジタル広告ワーキンググループ（第11回）
配付資料

令和 7 年 6 月 10 日
金融庁

金融庁における金融犯罪対策に係る取組みの例

➤ 政府広報／SNS事業者等と連携した注意喚起



防犯

2024年7月12日

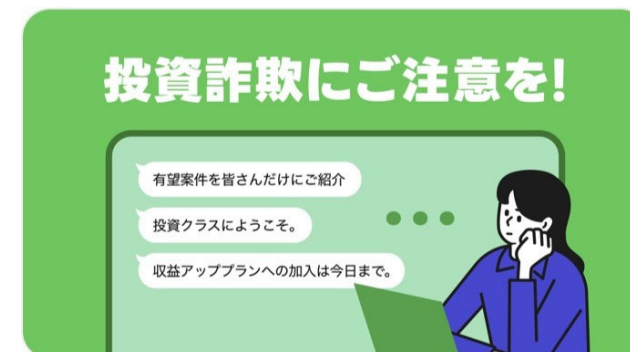
それSNSの投資詐欺やロマンス詐欺かも！

#SNS #投資詐欺 #詐欺 #お役立ち動画

出典：政府広報オンライン
<https://www.gov-online.go.jp/useful/202407/video-286325.html>

投資に勧誘された...それ、詐欺です！

UPDATE 2024.10.24



LINEを通じて投資の話を持ちかけ、お金を騙し取ろうとする投資詐欺が増えています。投資詐欺から身を守るために、詐欺の主な手口や対処法を学びましょう。

...

...

なお、偽広告等をきっかけに投資や投資のアドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭った場合は、金融庁が設置している情報受付の窓口「[SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口](#)」に情報提供をご検討ください。

出典：<https://guide.line.me/ja/security/investmentfraud.html> より抜粋

金融庁における金融犯罪対策に係る取組みの例

➤ 情報受付窓口の設置

令和6年10月1日
金融庁

SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口の設置等について

昨今、著名人等になりましたものを始めとするSNS上の投資広告や投稿等による詐欺被害が数多く発生しており、本年6月18日にはこうした詐欺被害に対応するため、「国民を詐欺から守るための総合対策」が犯罪対策閣僚会議により策定されたところです。

そのような著名人等になりました偽広告等を含め、投資詐欺を目的とするようなSNS上の広告等については、金融商品取引法に違反する可能性があるところ、今般、金融庁では、当該広告等に関する情報収集等のうえ、当該広告等の削除につなげるなど、SNS事業者等と連携し対応を実施するため、「SNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する情報受付窓口」を設置いたしました。

つきましては、情報（偽広告等をきっかけに投資や有料の投資アドバイスの勧誘を受けた、又は実際に投資詐欺の被害に遭った場合などに限る）をお持ちの方は、以下の要領等をご覧ください、[入力フォーム](#)から情報提供をお願いいたします。

なお、今般、Facebook及びInstagramにおいて、金融庁の関連アカウントを開設しておりますので、あわせてお知らせいたします。当該アカウントよりSNS上の投資詐欺が疑われる広告等に関する注意喚起等の発信を予定しております。

<アカウント名>

▶ Facebook : [金融庁投資詐欺対策](#) 

▶ Instagram : [金融庁投資詐欺対策](#)  (@fsa_pif)

(留意事項)

- こちらの窓口では情報提供のみ受け付けており、提供頂いた内容に関する照会・相談には応じることができませんので、予めご了承ください。
- 個別の事案に関する相談等については、[金融サービス利用者相談室](#)へのご連絡をお願いします。
- 公益通報者保護法に基づく外部の労働者の方からの公益通報は、こちらの窓口では受け付けておりませんので、[金融庁公益通報窓口](#)にご提出をお願いします。

出典 : https://www.fsa.go.jp/receipt/toushisagi_koukoku.html

➤ 無登録業者による広告の掲載等が違法とされ得る場合の明確化

(無登録業者等の広告等が金融商品取引業に該当する場合)
「法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者が、**無償で有価証券の価値等に関する助言等を提供するといった、一見してそれ自体では金融商品取引業に該当しないかのような広告**その他の表示…を行う場合であっても、**当該広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先のウェブサイトやSNS等において金融商品取引業に該当する行為**（例えば、有価証券の売買の媒介、有償での有価証券の価値等に関する助言…など）**を行う場合には、これらの一連の行為は、金商法第29条に違反し得る**ことに留意する。」

(金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン) 29-1)

➤ 金融庁の相談体制の強化・整備

➤ 偽広告等への適切な対応の推進

➤ 金融商品取引法に基づく警告書の発出、裁判所への禁止・停止命令の申立て、業者名の公表

金融庁における金融犯罪対策に係る取組みの例

➤ 法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化

要請の背景・ポイント

- SNS型投資・ロマンス詐欺の急増、法人口座を悪用した事案の発生等を受け、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策は急務
- インターネットバンキング等の非対面取引が広く普及していることを踏まえ、以下の対策は規模・立地によらず必要であり、全ての預金取扱金融機関に対し、**24年8月に対策を要請**
- システム上の対応が必要など、直ちに対策を講じることが困難な場合、計画的に対応することが重要
- 対策の方法・深度は各金融機関の業務・サービス内容や不正利用の発生状況に応じて判断

① 口座開設時における不正利用防止及び実態把握の強化

- 口座売買が犯罪であること、金融機関として厳格に対応する方針であることの顧客への周知
- 本人確認の方法に応じた本人確認書類の真正性を確認する仕組みの構築
- 疑わしい取引の届出や警察からの凍結依頼対象等、口座の不正利用リスクが高い顧客の属性・傾向の調査・分析、これらの特徴に合致する顧客の口座開設時審査における、より厳格な実態・利用目的の確認
- 一顧客に対して複数口座の開設を許容する場合の利用目的の確認と利用状況の継続的なモニタリング

② 利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知

- 不正利用が確認された口座と同一の端末・アクセス環境からの取引の検知
- 顧客の申告情報や過去のアクセス情報と整合しない接続の検知
- 口座開設時審査において把握した顧客の実態、口座の利用目的に見合わない取引の検知

③ 不正の用途や犯行の手口に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化

- 口座の不正利用リスクが高い顧客に対する固有のシナリオの適用
- 足下で発生している詐欺被害に特有の入出金・送金パターンに着目したシナリオの適用
- 不正利用の発生状況や詐欺事例の継続的な調査・分析、機動的なシナリオ・敷居値の見直し

④ 検知及びその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化

- 口座の不正利用状況に応じ、モニタリングの頻度・即時性を高めた、より早期の不正取引の検知
- 検知した取引の疑わしさの度合いに応じた対応内容の細分化と速やかな措置
(不正の確証が得られる場合) リスク遮断措置 (謝絶・凍結・入出金停止等)
(不正の確証が得られない場合) リスク低減措置 (取引の一時保留・顧客への架電確認等)
- 取引制限等を行うべき判断基準・判断プロセス・必要な顧客への確認事項等の明確化
- (特に口座開設後の早期に不正利用が多い場合) 開設後一定期間の取引種類・金額等の制限
- 業務・サービスの提供時間や不正利用の多い時間に応じ、夜間・休日にも速やかに取引制限等を行える態勢の構築

⑤ 不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有

- 口座の不正利用手口や対応事例など金融機関間での情報共有と対応能力の向上

⑥ 警察への情報提供・連携の強化

- 詐欺のおそれが高い取引を検知した場合の都道府県警察への迅速な情報の提供
そのための連携体制の構築に向けた警察庁・都道府県警察との具体的協議
- 都道府県警察からの協力依頼 (被害届の提出・不正と判断するに至った情報の提供等) に対する適切な対応

背景

- IOSCO（イオスコ International Organization of Securities Commissions：証券監督者国際機構）は、世界各国・地域の証券監督当局等から構成されている国際的な機関。
- 2023年12月、「オンラインハームに関するステートメント」を公表。
オンラインハーム：金融商品に係るオンライン上の不正勧誘行為等と位置づけ。
- 2025年5月、「オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメント」を公表。
オンラインハーム対応に向けた既存の有用な取組みを整理して紹介することで、一層の対応の充実を図るもの。

2023ステートメント：<https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20231225-1.html> 2025ステートメント：<https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20250529/20250529.html>

オンラインハーム対応とプラットフォーム事業者の役割に関するステートメントの概要

- 不正勧誘行為等に係るデューデリジェンス（Due diligence on unauthorised offerings）
 - ・ I-SCAN（アイスキャン International Securities & Commodities Alerts Network）活用での勧誘行為等の適正確保（※）
- ユーザーコンプライアンス（User compliance）
 - ・ プラットフォーム事業者の規約違反の精査、迅速な削除といった厳格な対応
- 内部プロセス（Internal processes）
 - ・ 詐欺疑いの内容を把握するための内部的ルール、方針、手続、ツールの開発と定期的更新
- 法令遵守（Legal requirements）
 - ・ 事業運営国における法令を十分に理解し遵守すること
- 当局との直接的協働（Direct engagement with regulators）
 - ・ 政府当局とのコミュニケーション窓口の設置と積極的連携

（※） IOSCOは、オンラインハームのブロック、警告、削除といった措置による投資家保護を推進するため、I-SCANとの連携を呼びかけ。

I-SCANのウェブサイトのうち、注意を要する事業者が掲載されているリンク：
<https://www.iosco.org/i-scan/>

I-SCANのウェブサイトのうち、I-SCANとプラットフォーム事業者が連携するための
手順が掲載されているリンク：<https://api.iosco.org/v1/i-scan/>